

回覧

8 泉再協議会号外

令和8年6月1日

農業従事者 各位

泉崎村地域農業再生協議会

会長 箭内 憲勝

(公 印 省 略)

令和8年度経営所得安定対策等推進事業（産地交付金）及び
泉崎村農業振興事業（生産調整振興事業）補助金について（通知）

日頃より当協議会にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、令和8年度補助金について、下記のとおり助成を検討しております。

記

■ 経営所得安定対策等推進事業（産地交付金）

令和8年度 内報額 5,325,000円

水田を下表の用途に転作した農地に対し、内報額を上限に補助金が交付されます。
(各種要件あり)

用途	設定単価 (円/10a)
① 振興作物助成A	15,000
② 振興作物助成B	10,000
③ 飼料用米推進助成（一般品種・多収品種）	9,000
④ 大豆推進助成	10,000
⑤ そば推進助成	10,000
⑥ わら利用（耕畜連携）	8,000

補助金単価は、内報額が上限となりますので、実施面積によっては、単価を調整する場合がございますので、ご了承ください。

【助成対象について】

- 1 振興作物助成Aの対象作物
トマト（ミニトマト、加工品含む）、きゅうり、ブロッコリー、ねぎ（こねぎ含む）
にら、ほうれんそう、キャベツ、玉ねぎ
- 2 振興作物助成Bの対象作物
かぼちゃ、こまつな、さやいんげん、スナックエンドウ、ツルムラサキ、
しゅんぎく、パセリ
- 3 飼料用米推進助成においては、1.5ha以上の作付を行い、うち50%の団地化に
取り組むこと。（その他要件あり）
- 4 大豆推進助成においては、1.7ha以上作付けを行い、うち70%の団地化に取り
組むこと。（その他要件あり）
- 5 そば推進助成においては、1.2ha以上作付けを行い、うち50%の団地化に取り
組むこと。（その他要件あり）

※ 団地化とは、2筆以上の農地がまとまりを構成し、一連の農作業を継続するのに支障がないものとして、以下のいずれかに該当する場合。

- ① 2筆以上の農地が畦畔で接続しているもの
- ② 2筆以上の農地が農道又は水路を挟んで接続しているもの
- ③ 段状をなしている2筆以上の農地の高低の差が農作業の継続に影響しないもの
- ④ 2筆以上の農地が該当農地の耕作者の宅地に接続しているもの

※ ただし、河川等をはさみ、農作業の継続に支障があるものは対象外とする

■ 泉崎村農業振興事業（生産調整振興事業）

本村の水田農業経営の発展に向け、生産調整の団地化及び振興作物の定着化を進め、水稻の計画的な生産と水田農業経営の安定化を図ることを目的としています。

◇ 対象農業者：経営所得安定対策等推進事業申請者

◇ 対象作物、単価は下表のとおりです

作物名	単価 (円/10a)	昨年度作付面積 (a)	交付額 (円)
そば(田)	10,000	195	195,000
そば(畑)	7,000	3,027	2,118,900
大豆(田)	10,000	1,623	1,623,000
大豆(畑)	7,000	84	58,870
ブロッコリー(田)	5,000	217	108,500
きゅうり(田)	5,000	109	54,500
トマト(田)	5,000	137	68,500
飼料用米(田)	6,000	274	164,400
飼料作物(WCS)	5,000	490	245,000
自然薯(畑)	20,000	0	0
ハトムギ(田・畑)(一般)	20,000	0	0
ハトムギ(田・畑)(法人)	10,000	0	0
合計			4,636,670

- 令和2年度より、法人につきましては、ハトムギに限り助成単価を2分の1以内とする改定が行われました。
- ハトムギにつきましては、余剰在庫削減のため、全国的に生産抑制の傾向にあることから、本村におきましても作付けは当面抑制することとし、余剰在庫数量が改善された際には、ハトムギ作付けの推進を再開していくこととします。